オンライン補遺

定数配分と基準人口

―2016 年「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」の成立までの過程を事例として―

『選挙研究』39 巻 1 号掲載予定

鎌原　勇太（横浜国立大学）

和田　淳一郎（横浜市立大学）

Ver. April, 2023

補遺 A. 読売新聞記事検索・閲覧データベース「ヨミダス歴史館」を用いた検索結果の比較

本改正法の制定過程の開始年月初である 2014 年 6 月 1 日から本改正法の成立年月末である 2016 年 5 月 31 日までの期間について、読売新聞が提供する記事検索・閲覧データベース「ヨミダス歴史館」を用い、大分類を「政治」、詳細分類を「選挙」とし、以下の検索ワードを検索した。「アダムズ」AND「定数」は 132 件が該当した。これに対し、「日本国民」AND「人口」AND「定数」、「日本人」AND「人口」AND「定数」、「外国人」AND「人口」AND「定数」のいずれの組み合わせも検索結果は 0 件であった。以上のことからも、本改正法成立過程においてアダムズ方式の導入が耳目を集め、基準人口の変更がそうではなかったことがわかる。

補遺 B. 基準人口に関する補足資料

B1. 基準人口による配分議席数の変化

表 B1.1 と B1.2 は、2016 年改正法成立前後の基準人口の変化、すなわち総人口から「日本国民の人口」への変化のみに注目した配分議席数の異同である。また、表 B2.1 と B2.2 は国勢調査時の総人口、「日本国民の人口」と、国勢調査同様に利用可能な、国勢調査一月前の登録有権者数及び最高裁判決において評価基準とされるが事前利用は不可能な当日有権者数の試算を加えた各都道府県の配分議席数である。表 B1.1 と B1.2 については、青枠は基準人口を変更した場合に議席が増加する配分数を、赤枠は議席が減少する配分数を表す。表 B2.1 と B2.2 の黒枠については、試算間の配分議席数が一致しない都道府県を表す。なお、国勢調査に基づく総人口データおよび 2020 年の「日本国民の人口」と 2020 年 9 月選挙人名簿（在外含）のデータは、「政府統計の総合窓口（e-Stat)」（https://www.e-stat.go.jp）から得た。2021 年 10 月の衆院選挙当日有権者数に関しては、本稿執筆時点で e-Stat で公開されていないため、総務省ホームページの速報結果（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin49/index.html）から直接入手した。なお、2010 年の「日本国民の人口」は、e-Stat の総人口から外国籍及び国籍不明人口を除き、日本国籍人口＋日本人・外国人の別「不詳」人口から求められるが、念のため令和 3 年 6 月 25 日付け総務省報道資料も利用した（https://www.soumu.go.jp/main_content/000757018.pdf）（2022 年 9 月 8 日アクセス)。

各表から明らかなように、各都道府県の配分議席数は、基準人口の選択に非常に敏感に反応することがわかる。特に、表 B2.1 と 2.2 を比較した結果、基準人口の変更対象となる 2020 年実施の国勢調査基準よりも、2010 年実施の国勢調査基準の配分議席数に異同が多い。

表 B1.1 2010 年国勢調査データに基づく配分議席数

都道府県	基準人口		真の取り分		配分方式													
					最大剰余		アダムズ		米下院		平均対数偏差		タイル指数		サン＝ラグ		ドント	
	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口
北海道	5506419	5488139	12.42689	12.54711	12	13	12	12	12	12	12	13	12	13	12	13	13	13
青森県	1373339	1369651	3.09935	3.13133	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	1330147	1324963	3.00188	3.02916	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	2348165	2335798	5.29934	5.34016	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	1085997	1082641	2.45088	2.47516	2	2	3	3	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2
山形県	1168924	1162766	2.63803	2.65834	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
福島県	2029064	2019717	4.57919	4.61753	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5
茨城県	2969770	2929293	6.70218	6.69702	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	2007683	1981254	4.53094	4.52959	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
群馬県	2008068	1972610	4.53181	4.50983	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
埼玉県	7194556	7105822	16.23668	16.24550	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	17	17
千葉県	6216289	6137362	14.02893	14.03138	14	14	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15
東京都	13159388	12840559	29.69812	29.35639	30	29	28	28	30	29	30	29	30	29	30	29	32	31
神奈川県	9048331	8922645	20.42029	20.39916	20	20	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	22	22
新潟県	2374450	2362536	5.35866	5.40129	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	1093247	1082245	2.46724	2.47425	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2

石川県	1169788	1160020	2.63998	2.65207	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
福井県	806314	795752	1.81969	1.81927	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
山梨県	863075	850591	1.94779	1.94464	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	2152449	2122608	4.85765	4.85276	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	2080773	2043894	4.69589	4.67280	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡県	3765007	3703397	8.49687	8.46679	9	8	8	8	8	8	9	8	9	8	9	8	9	9
愛知県	7410719	7250491	16.72452	16.57625	17	17	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
三重県	1854724	1821899	4.18574	4.16527	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
滋賀県	1410777	1389240	3.18384	3.17611	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	2636092	2594237	5.94914	5.93101	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	8865245	8700541	20.00710	19.89138	20	20	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21
兵庫県	5588133	5509093	12.61131	12.59502	13	13	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
奈良県	1400728	1391473	3.16116	3.18122	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
和歌山県	1002198	997361	2.26176	2.28019	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	588667	585071	1.32850	1.33760	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	717397	712618	1.61902	1.62920	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
岡山県	1945276	1926800	4.39010	4.40510	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	2860750	2828868	6.45614	6.46743	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7
山口県	1451338	1439046	3.27538	3.28998	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	785491	781415	1.77270	1.78649	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
香川県	995842	988984	2.24742	2.26104	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	1431493	1423665	3.23060	3.25482	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	764456	761284	1.72523	1.74047	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
福岡県	5071968	5031651	11.44642	11.50348	11	12	11	11	11	11	11	11	11	12	11	12	12	12
佐賀県	849788	846194	1.91780	1.93459	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	1426779	1420281	3.21996	3.24708	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	1817426	1809802	4.10157	4.13761	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	1196529	1187688	2.70033	2.71532	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
宮崎県	1135233	1131431	2.56200	2.58670	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
鹿児島県	1706242	1700752	3.85065	3.88830	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
沖縄県	1392818	1385167	3.14331	3.16680	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

表 B1.2 2020 年国勢調査データに基づく配分議席数

都道府県	基準人口		真の取り分		配分方式													
					最大剰余		アダムズ		米下院		平均対数偏差		タイル指数		サン＝ラグ		ドント	
	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口	総人口	日本国民の人口
北海道	5224614	5190293	11.96956	12.12179	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13
青森県	1237984	1232575	2.83621	2.87865	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	1210534	1203597	2.77333	2.81097	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	2301996	2282543	5.27386	5.33082	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	959502	955851	2.19821	2.23236	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
山形県	1068027	1060878	2.44684	2.47765	2	2	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
福島県	1833152	1820284	4.19974	4.25123	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
茨城県	2867009	2809190	6.56830	6.56079	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	1933146	1895738	4.42883	4.42745	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
群馬県	1939110	1885678	4.44249	4.40395	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
埼玉県	7344765	7183326	16.82682	16.77647	17	17	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
千葉県	6284480	6142303	14.39771	14.34519	14	14	14	14	14	14	14	14	15	14	15	14	15	15
東京都	14047594	13564222	32.18296	31.67888	32	32	30	30	32	32	32	32	32	32	32	32	34	34
神奈川県	9237337	9041802	21.16269	21.11689	21	21	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	22	22
新潟県	2201272	2186244	5.04310	5.10592	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	1034814	1018488	2.37075	2.37865	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
石川県	1132526	1118841	2.59461	2.61302	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
福井県	766863	753067	1.75688	1.75877	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
山梨県	809974	795981	1.85565	1.85899	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	2048011	2016520	4.69198	4.70953	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	1978742	1929763	4.53329	4.50691	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
静岡県	3633202	3547156	8.32365	8.28429	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8
愛知県	7542415	7311046	17.27963	17.07475	17	17	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
三重県	1770254	1725533	4.05564	4.02994	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
滋賀県	1413610	1384906	3.23857	3.23441	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	2578087	2525645	5.90638	5.89858	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	8837685	8629004	20.24709	20.15281	20	20	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21
兵庫県	5465002	5377722	12.52029	12.55953	13	13	12	12	13	12	13	13	13	13	13	13	13	13
奈良県	1324473	1312968	3.03436	3.06640	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

和歌山県	922584	916555	2.11363	2.14059	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	553407	549097	1.26785	1.28240	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	671126	662896	1.53755	1.54818	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
岡山県	1888432	1863316	4.32639	4.35173	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	2799702	2751969	6.41410	6.42715	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山口県	1342059	1327681	3.07465	3.10076	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	719559	714526	1.64851	1.66876	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
香川県	950244	939390	2.17700	2.19392	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	1334841	1323682	3.05811	3.09142	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	691527	687307	1.58428	1.60519	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
福岡県	5135214	5068515	11.76475	11.83738	12	12	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
佐賀県	811442	805502	1.85901	1.88123	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	1312317	1304001	3.00651	3.04546	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	1738301	1723710	3.98244	4.02568	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	1123852	1113684	2.57474	2.60098	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
宮崎県	1069576	1063102	2.45039	2.48285	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	2
鹿児島県	1588256	1578219	3.63869	3.68589	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4
沖縄県	1467480	1449323	3.36199	3.38486	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

表 B2.1 2010 年国勢調査と 2010 年 9 月選挙人名簿登録者数（在外含）による配分及び衆院選当日有権者による試算の異同

都道府県	基準人口					真の取り分					最大剰余方式				
	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者（2021）	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者（2021）	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	5506419	5488139	4584480	4484166	4607896	12.42689	12.54711	12.48845	12.30457	12.75796	12	13	12	12	13
青森県	1373339	1369651	1125240	1079309	1159610	3.09935	3.13133	3.06523	2.96163	3.21063	3	3	3	3	3
岩手県	1330147	1324963	1079066	1040122	1107487	3.00188	3.02916	2.93945	2.85410	3.06632	3	3	3	3	3
宮城県	2348165	2335798	1943938	1925623	1911753	5.29934	5.34016	5.29542	5.28392	5.29310	5	5	5	5	5
秋田県	1085997	1082641	883952	840933	928023	2.45088	2.47516	2.40795	2.30752	2.56943	2	2	2	2	3
山形県	1168924	1162766	940435	905591	967456	2.63803	2.65834	2.56181	2.48495	2.67861	3	3	3	3	3
福島県	2029064	2019717	1623281	1573402	1661799	4.57919	4.61753	4.42193	4.31742	4.60105	5	5	4	4	5
茨城県	2969770	2929293	2448109	2414968	2433297	6.70218	6.69702	6.66882	6.62668	6.73711	7	7	7	7	7
栃木県	2007683	1981254	1646562	1625288	1634430	4.53094	4.52959	4.48535	4.45980	4.52527	5	5	4	4	5

群馬県	2008068	1972610	1641480	1614124	1632386	4.53181	4.50983	4.47151	4.42916	4.51961	5	5	4	4	4
埼玉県	7194556	7105822	6095412	6148485	5841247	16.23668	16.24550	16.60433	16.87147	16.17275	16	16	17	17	16
千葉県	6216289	6137362	5225120	5265989	5070581	14.02893	14.03138	14.23360	14.44990	14.03900	14	14	14	14	14
東京都	13159388	12840559	11276090	11486835	10696061	29.69812	29.35639	30.71687	31.51993	29.61436	30	29	31	32	30
神奈川県	9048331	8922645	7613730	7703187	7334730	20.42029	20.39916	20.74034	21.13758	20.30778	20	20	21	21	20
新潟県	2374450	2362536	1940512	1876073	1969175	5.35866	5.40129	5.28609	5.14795	5.45209	5	5	5	5	5
富山県	1093247	1082245	899957	880016	905355	2.46724	2.47425	2.45155	2.41477	2.50667	2	2	2	2	2
石川県	1169788	1160020	957883	945013	947178	2.63998	2.65207	2.60934	2.59312	2.62247	3	3	3	3	3
福井県	806314	795752	653234	637822	654755	1.81969	1.81927	1.77946	1.75019	1.81283	2	2	2	2	2
山梨県	863075	850591	700714	686700	703915	1.94779	1.94464	1.90879	1.88431	1.94894	2	2	2	2	2
長野県	2152449	2122608	1760521	1727255	1762573	4.85765	4.85276	4.79578	4.73960	4.88006	5	5	5	5	5
岐阜県	2080773	2043894	1689118	1653967	1692240	4.69589	4.67280	4.60128	4.53849	4.68533	5	5	5	5	5
静岡県	3765007	3703397	3097215	3047463	3085634	8.49687	8.46679	8.43703	8.36225	8.54324	9	8	8	8	9
愛知県	7410719	7250491	6100472	6121964	5849834	16.72452	16.57625	16.61812	16.79870	16.19653	17	17	17	17	16
三重県	1854724	1821899	1509922	1479020	1508265	4.18574	4.16527	4.11313	4.05844	4.17596	4	4	4	4	4
滋賀県	1410777	1389240	1151392	1153087	1108933	3.18384	3.17611	3.13647	3.16408	3.07032	3	3	3	3	3
京都府	2636092	2594237	2129886	2104958	2103333	5.94914	5.93101	5.80196	5.77601	5.82353	6	6	6	6	6
大阪府	8865245	8700541	7305335	7316366	7120196	20.00710	19.89138	19.90025	20.07614	19.71380	20	20	20	20	20
兵庫県	5588133	5509093	4622417	4572143	4556233	12.61131	12.59502	12.59179	12.54598	12.61492	13	13	13	13	13
奈良県	1400728	1391473	1156747	1134187	1155669	3.16116	3.18122	3.15106	3.11221	3.19972	3	3	3	3	3
和歌山県	1002198	997361	828829	800936	849700	2.26176	2.28019	2.25779	2.19777	2.35258	2	2	2	2	2
鳥取県	588667	585071	479081	465379	486508	1.32850	1.33760	1.30505	1.27700	1.34700	1	1	1	1	1
島根県	717397	712618	579556	559986	594710	1.61902	1.62920	1.57875	1.53660	1.64658	2	2	2	2	2
岡山県	1945276	1926800	1594057	1568565	1579906	4.39010	4.40510	4.34232	4.30415	4.37431	4	4	4	4	4
広島県	2860750	2828868	2355504	2324312	2331113	6.45614	6.46743	6.41656	6.37792	6.45419	6	6	6	6	6
山口県	1451338	1439046	1180843	1140658	1211408	3.27538	3.28998	3.21670	3.12997	3.35404	3	3	3	3	3
徳島県	785491	781415	644670	622785	659609	1.77270	1.78649	1.75613	1.70892	1.82627	2	2	2	2	2
香川県	995842	988984	829665	812059	830962	2.24742	2.26104	2.26007	2.22829	2.30070	2	2	2	2	2
愛媛県	1431493	1423665	1177269	1141394	1199829	3.23060	3.25482	3.20696	3.13199	3.32199	3	3	3	3	3
高知県	764456	761284	620580	598020	642172	1.72523	1.74047	1.69050	1.64097	1.77799	2	2	2	2	2
福岡県	5071968	5031651	4227727	4227512	4111455	11.44642	11.50348	11.51663	11.60031	11.38345	11	12	12	12	11
佐賀県	849788	846194	688365	674722	689877	1.91780	1.93459	1.87515	1.85144	1.91007	2	2	2	2	2
長崎県	1426779	1420281	1155019	1113966	1179535	3.21996	3.24708	3.14635	3.05673	3.26580	3	3	3	3	3
熊本県	1817426	1809802	1486315	1454804	1492444	4.10157	4.13761	4.04883	3.99199	4.13215	4	4	4	4	4
大分県	1196529	1187688	981039	954948	992966	2.70033	2.71532	2.67242	2.62038	2.74924	3	3	3	3	3

宮崎県	1135233	1131431	926261	901815	935328	2.56200	2.58670	2.52320	2.47458	2.58966	3	3	3	2	3
鹿児島県	1706242	1700752	1378842	1339456	1402965	3.85065	3.88830	3.75606	3.67547	3.88441	4	4	4	4	4
沖縄県	1392818	1385167	1155387	1175150	1079983	3.14331	3.16680	3.14736	3.22462	2.99017	3	3	3	3	3

表 B2.1（続き）

都道府県	アダムズ方式					米国下院方式					平均対数偏差方式				
	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	12	13	12	12	13
青森県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	3	3	3	3	3	2	3	2	2	3	2	3	2	2	3
山形県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福島県	5	5	5	4	5	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5
茨城県	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4	4	5
群馬県	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5
埼玉県	16	16	16	16	15	16	16	17	17	16	16	16	17	17	16
千葉県	14	13	14	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
東京都	28	28	29	30	28	30	29	31	31	29	30	29	31	31	29
神奈川県	19	19	20	20	19	20	20	21	21	20	20	20	21	21	20
新潟県	5	5	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	3
石川県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福井県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
山梨県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡県	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8	8	8	8
愛知県	16	16	16	16	15	17	17	17	17	16	17	17	17	17	16

三重県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
滋賀県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	19	19	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
兵庫県	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
奈良県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
和歌山県	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岡山県	5	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山口県	4	4	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
香川県	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	3	4	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
福岡県	11	11	11	11	11	11	11	11	12	11	11	11	12	12	11
佐賀県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮崎県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
鹿児島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
沖縄県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

表 B2.1（続き）

都道府県	タイル指数方式					サン＝ラグ方式					ドント方式				
	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 48 回衆院選当日有権者(2017)	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	12	13	12	12	13	12	13	12	12	13	13	13	13	13	13
青森県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
山形県	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2
福島県	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5	4	5	4	4	5
茨城県	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5	4	4	4	4	4
群馬県	5	5	4	4	5	5	5	4	4	5	4	4	4	4	4
埼玉県	16	16	17	17	16	16	16	17	17	16	17	17	18	18	17
千葉県	14	14	14	14	14	14	14	14	15	14	15	15	15	15	15
東京都	30	29	31	32	29	30	29	31	32	29	32	31	33	34	32
神奈川県	20	20	21	21	20	20	20	21	21	20	22	22	22	22	22
新潟県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
石川県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
福井県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
山梨県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5
静岡県	9	8	8	8	8	9	8	8	8	9	9	9	9	9	9
愛知県	17	17	17	17	16	17	17	17	17	16	18	18	18	18	17
三重県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
滋賀県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	21	21
兵庫県	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

奈良県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
和歌山県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
岡山県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	6	6	7
山口県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
香川県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
福岡県	11	12	12	12	11	11	12	12	12	11	12	12	12	12	12
佐賀県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
宮崎県	3	3	3	2	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2
鹿児島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4
沖縄県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

表 B2.2 2020 年国勢調査と 2020 年 9 月選挙人名簿登録者数（在外含）による配分及び衆院選当日有権者による試算の異同

都道府県	基準人口				真の取り分				最大剰余方式			
	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者(2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	5224614	5190293	4484166	4514898	11.96956	12.12179	12.30457	12.33136	12	12	12	12
青森県	1237984	1232575	1079309	1092418	2.83621	2.87865	2.96163	2.98368	3	3	3	3
岩手県	1210534	1203597	1040122	1050749	2.77333	2.81097	2.85410	2.86987	3	3	3	3
宮城県	2301996	2282543	1925623	1932263	5.27386	5.33082	5.28392	5.27751	5	5	5	5
秋田県	959502	955851	840933	854116	2.19821	2.23236	2.30752	2.33281	2	2	2	2
山形県	1068027	1060878	905591	916627	2.44684	2.47765	2.48495	2.50355	2	2	3	3
福島県	1833152	1820284	1573402	1590798	4.19974	4.25123	4.31742	4.34488	4	4	4	4
茨城県	2867009	2809190	2414968	2427062	6.56830	6.56079	6.62668	6.62894	7	7	7	7

栃木県	1933146	1895738	1625288	1632656	4.42883	4.42745	4.45980	4.45921	4	4	4	4
群馬県	1939110	1885678	1614124	1624697	4.44249	4.40395	4.42916	4.43747	4	4	4	4
埼玉県	7344765	7183326	6148485	6150139	16.82682	16.77647	16.87147	16.79762	17	17	17	17
千葉県	6284480	6142303	5265989	5270492	14.39771	14.34519	14.44990	14.39508	14	14	14	14
東京都	14047594	13564222	11486835	11520429	32.18296	31.67888	31.51993	31.46528	32	32	32	31
神奈川県	9237337	9041802	7703187	7695888	21.16269	21.11689	21.13758	21.01946	21	21	21	21
新潟県	2201272	2186244	1876073	1895903	5.04310	5.10592	5.14795	5.17820	5	5	5	5
富山県	1034814	1018488	880016	887246	2.37075	2.37865	2.41477	2.42330	2	2	2	2
石川県	1132526	1118841	945013	949790	2.59461	2.61302	2.59312	2.59412	3	3	3	3
福井県	766863	753067	637822	643353	1.75688	1.75877	1.75019	1.75716	2	2	2	2
山梨県	809974	795981	686700	690635	1.85565	1.85899	1.88431	1.88630	2	2	2	2
長野県	2048011	2016520	1727255	1738071	4.69198	4.70953	4.73960	4.74712	5	5	5	5
岐阜県	1978742	1929763	1653967	1667064	4.53329	4.50691	4.53849	4.55318	5	5	5	5
静岡県	3633202	3547156	3047463	3065639	8.32365	8.28429	8.36225	8.37305	8	8	8	8
愛知県	7542415	7311046	6121964	6136876	17.27963	17.07475	16.79870	16.76140	17	17	17	17
三重県	1770254	1725533	1479020	1490455	4.05564	4.02994	4.05844	4.07082	4	4	4	4
滋賀県	1413610	1384906	1153087	1154108	3.23857	3.23441	3.16408	3.15217	3	3	3	3
京都府	2578087	2525645	2104958	2115388	5.90638	5.89858	5.77601	5.77767	6	6	6	6
大阪府	8837685	8629004	7316366	7338809	20.24709	20.15281	20.07614	20.04419	20	20	20	20
兵庫県	5465002	5377722	4572143	4600060	12.52029	12.55953	12.54598	12.56396	13	13	13	13
奈良県	1324473	1312968	1134187	1141745	3.03436	3.06640	3.11221	3.11840	3	3	3	3
和歌山県	922584	916555	800936	809547	2.11363	2.14059	2.19777	2.21108	2	2	2	2
鳥取県	553407	549097	465379	468924	1.26785	1.28240	1.27700	1.28075	1	1	1	1
島根県	671126	662896	559986	565732	1.53755	1.54818	1.53660	1.54516	2	2	2	2
岡山県	1888432	1863316	1568565	1578647	4.32639	4.35173	4.30415	4.31169	4	4	4	4
広島県	2799702	2751969	2324312	2335593	6.41410	6.42715	6.37792	6.37911	6	6	6	6
山口県	1342059	1327681	1140658	1153729	3.07465	3.10076	3.12997	3.15113	3	3	3	3
徳島県	719559	714526	622785	629581	1.64851	1.66876	1.70892	1.71955	2	2	2	2
香川県	950244	939390	812059	817923	2.17700	2.19392	2.22829	2.23396	2	2	2	2
愛媛県	1334841	1323682	1141394	1152908	3.05811	3.09142	3.13199	3.14889	3	3	3	3
高知県	691527	687307	598020	605083	1.58428	1.60519	1.64097	1.65264	2	2	2	2
福岡県	5135214	5068515	4227512	4239841	11.76475	11.83738	11.60031	11.58010	12	12	12	12
佐賀県	811442	805502	674722	679291	1.85901	1.88123	1.85144	1.85532	2	2	2	2
長崎県	1312317	1304001	1113966	1127299	3.00651	3.04546	3.05673	3.07895	3	3	3	3
熊本県	1738301	1723710	1454804	1465399	3.98244	4.02568	3.99199	4.00238	4	4	4	4
大分県	1123852	1113684	954948	963323	2.57474	2.60098	2.62038	2.63108	3	3	3	3

宮崎県	1069576	1063102	901815	908835	2.45039	2.48285	2.47458	2.48226	3	3	2	3
鹿児島県	1588256	1578219	1339456	1350010	3.63869	3.68589	3.67547	3.68723	4	4	4	4
沖縄県	1467480	1449323	1175150	1171967	3.36199	3.38486	3.22462	3.20095	3	3	3	3

表 B2.2（続き）

都道府県	アダムズ方式				米国下院方式				平均対数偏差方式			
	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回衆院選当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
青森県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
山形県	3	3	3	3	2	3	3	3	2	2	3	3
福島県	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4
茨城県	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
群馬県	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
埼玉県	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
千葉県	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
東京都	30	30	30	29	32	32	31	31	32	32	31	31
神奈川県	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21
新潟県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
石川県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福井県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
山梨県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡県	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
愛知県	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
三重県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

滋賀県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	19	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20
兵庫県	12	12	12	12	13	12	13	13	13	13	13	13
奈良県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
和歌山県	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岡山県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山口県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
香川県	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
福岡県	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12
佐賀県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮崎県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
鹿児島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
沖縄県	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

表 B2.2（続き）

都道府県	タイル指数方式				サン＝ラグ方式				ドント方式			
	総人口	日本国民の人口	第 49 回 衆院選 当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回 衆院選 当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）	総人口	日本国民の人口	第 49 回 衆院選 当日有権者 (2021)	選挙人名簿（在外含）
北海道	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13	13
青森県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
秋田県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
山形県	2	2	3	3	2	2	2	3	2	2	2	2
福島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
茨城県	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
栃木県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
群馬県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
埼玉県	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18
千葉県	15	14	14	14	15	14	15	14	15	15	15	15
東京都	32	32	32	31	32	32	32	32	34	34	34	34
神奈川県	21	21	21	21	21	21	21	21	22	22	22	22
新潟県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
富山県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
石川県	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
福井県	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
山梨県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長野県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
静岡県	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8	9	9
愛知県	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18
三重県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
滋賀県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都府	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大阪府	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	21
兵庫県	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
奈良県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

和歌山県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
岡山県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広島県	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山口県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
徳島県	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
香川県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知県	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
福岡県	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
佐賀県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長崎県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大分県	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
宮崎県	2	3	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2
鹿児島県	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3	3
沖縄県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

B2. 各基準人口の間の相関関係

各都道府県の有権者数と人口の間の相関関係を示したものが表 B3.1 と B3.2 である。データの出典は、オンライン補遺 B1 を参照。分析単位は各都道府県である（$N = 47$）。なお、各基準人口の括弧内は実施年と月を表す。分析結果より、各基準人口間の相関係数はほぼ 1 に近いものの、オンライン補遺 B.1 の表 B2.1 から B2.2 で明らかになったように、採用される除数方式によっては、基準人口が異なると配分議席数も変わってしまう。

表 B3.1 2010 年国勢調査と関連する基準人口の相関分析

	総人口（2010.10）	日本国民の人口（2010.10）	第 48 回衆院選当日有権者（2017.10）	第 49 回衆院選当日有権者（2021.10）	選挙人名簿（在外含）（2010.09）
総人口（2010.10）	1				
日本国民の人口（2010.10）	0.999969	1			
第 48 回衆院選当日有権者（2017.10）	0.999794	0.999719	1		
第 49 回衆院選当日有権者（2021.10）	0.999499	0.999361	0.999904	1	
選挙人名簿（在外含）（2010.09）	0.999844	0.999873	0.999783	0.999413	1

表 B3.2 2020 年国勢調査と関連する基準人口の相関分析

	総人口（2020.10）	日本国民の人口（2020.10）	第 49 回衆院選当日有権者（2021.10）	選挙人名簿（在外含）（2020.09）
総人口（2020.10）	1			
日本国民の人口（2020.10）	0.999951	1		
第 49 回衆院選当日有権者（2021.10）	0.999831	0.999920	1	
選挙人名簿（在外含）（2020.09）	0.999821	0.999910	0.999995	1

ここで、選挙時には得られるものの定数配分時には事前利用が不可能な当日有権者数と、一定期間ごとにしか得られない国勢調査に基づく人口数とを比較すれば、国勢調査時点（例、2010 年）に近い時期に入手された当日有権者数（例、2017 年）の方が、国勢調査時点から離れた時期に入手された当日有権者数（例 2021 年）よりも、人口動態による変化の程度が小さいため、総人口や日本国民人口により近似しているのは当然ではないかと考えられよう。しかしながら、別の立場から考えれば、国勢調査によって得られた人口数に基づく定数配分は、次回の国勢調査が実施されるまでの間に生じた地域間の人口動態の変化を反映することができない。

その一方で、「一票の格差」訴訟において用いられる当日有権者数は、選挙時点の人口動態を反映しているとはいえ、定数配分での事前利用は不可能であるものの、選挙時に本来配分されるべき議席数を把握するには適当であると考えることもできよう。そのため、本研究では、国勢調査時点の人口数（総人口と日本国民の人口）と選挙時の当日有権者数の間の相関分析（補遺 B2）およびそれらを用いた配分議席に関する試算を行った（補遺 B1）。

以上を踏まえると、人口動態の変化を反映し、かつ短期的な間隔で定期的に確定される「選挙人名簿登録者数」、あるいはその作成に使われる「住民基本台帳」の利用は一案として考えられる[1]。

[1] 本文注 28 およびオンライン補遺脚注 3 および脚注 5 も参照。なお、住民基本台帳に関しては、第 3 回調査会において、事務局からの説明および委員による検討があった。

補遺 C. 「調査会」議事概要

補遺 C は、本文第 4 節の調査会における基準人口の考え方を反映した各委員・意見陳述人の意見に関して、公開されている「議事概要」より該当する箇所を抽出したものである。議事概要は、「衆議院選挙制度に関する調査会」（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseido_index.html）（2022 年 5 月 9 日アクセス）より入手した。国連難民制度に関するテキスト分析を行った中山・土井（2021）は、UNHCR 執行委員会が議事録を公開していないことから、議事録要旨（Summary Record）を利用している。彼らによると、「要旨という文書の性質上、作成者である UNHCR 事務局の意図が介在している可能性を排除することはできないが、加盟国の意図に沿わない要旨を作成しているとも考えがたく、代用可能と判断し」ている（中村・土井 2021: 218）。本研究も同様の立場から、調査会の議事概要の利用は正当化されると考える [2]。なお、調査会の議事概要と UNHCR 執行委員会の議事録要旨では、前者は調査会内の発言者が特定されない仕様であるのに対し、後者は発言者の特定が可能な仕様である（中村・土井 2021: 218 脚注 6）。本文の解釈の実証部分に寄与した箇所は、筆者により下線・太字とした。なお、丸括弧内の頁数は、各回の議事概要のものである。

C1. 第 2 回「衆議院選挙制度に関する調査会」議事概要（2014 年 10 月 9 日）

1. 事務局からの説明事項（2 頁）

> 最高裁は、一票の較差を投票価値の較差と解していること、一票の較差が一定程度を超えることを許さない根拠を憲法第 14 条に求めていること及び最高裁判決においては、国勢調査人口による較差に言及している場合と選挙当日の選挙人数に言及している場合があることについて説明があった。

2. 各委員からの発言（4 頁）

> 2.1. 投票価値の平等を論ずる場合に有権者数ではなく人口を基準として議論するのは**論理的に整合性がとれているのか**。
> 2.2. 選挙人名簿が随時確定できるのであれば [3]、それに応じて区割りの見直しが可能ではないか。
> 2.3. 較差是正については、**法律上は大規模国勢調査に基づいて行うこととされているにもかかわらず、裁判上は直近の有権者数 [4]が問題とされるのはいかがなものか**。

C2. 第 3 回「衆議院選挙制度に関する調査会」議事概要（2014 年 10 月 20 日）

1. 事務局からの説明事項（2–3 頁）

---

[2] 議事録または議事概要自体にも編集といった問題はある。森田（2006）を参照。
[3] 第 2 回の議事概要に記載は無いが、選挙人名簿登録者数は 3 ヶ月に 1 度確定されており、神奈川県ホームページ（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/cnt/f5/p374069.html）では 3 ヶ月ごと、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/ichiran.html）や、e-Stat（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200232&result_page=1）などでも、毎年 9 月のものが入手可能である（それぞれ、2022 年 10 月 15 日アクセス）。なお、選挙人名簿登録者数の詳細に関しては、第 3 回の調査会で事務局より説明があったようである（オンライン補遺 C2 を参照）。
[4] より正確には選挙当日の有権者数。

1.1. …較差２倍の厳格さや、違憲状態の判決後の一票の較差是正のために認められる合理的期間の長さをどのように見るべきか、改定は、区画審設置法第４条第１項の規定に基づく 10 年ごとの大規模な国勢調査で行うのか、５年ごとの簡易調査でも行うのか、または、**毎年の住民基本台帳人口に基づいて行うのか**、更には、現在の小選挙区 295 議席を維持する前提で較差是正をしていくかどうか、という論点があること等について説明があった。

1.2. …**国勢調査人口、住民基本台帳人口及び選挙人名簿登録者数**に係る統計の概要と各統計における各都道府県の全国に対する構成比を用いたこれらの統計間の比較について説明があった。

2.　各委員からの発言（4 頁）

2.1. 一票の較差を選挙人の投票の有する影響力と考えると、定数配分は有権者数に基づいて行うべきではないのか。その場合、長期的にある程度の安定性を担保するため、**住民基本台帳**ではなく国勢調査における有権者数を用いてはどうか。

2.2. 国勢調査における有権者数とすると、選挙権年齢 18 歳引き下げが現在も議論されているように今後どのような変更がなされるかという懸念がある。最高裁判決においても有権者数イコールほぼ人口と示しているのであるから、国勢調査人口を基準とする方が一定タームで確定的な数字を把握できるので実務的には望ましいのではないか。

2.3. 最高裁の判例を前提とする限り、人口及び有権者数のどちらに基づいても合理性はあると思われるが、**立法作業を考慮すると正確な人口を基に考えた方が実務的にもよい**[5]のではないか。

C3. 第 4 回「衆議院選挙制度に関する調査会」議事概要（2014 年 11 月 20 日）

1. 前回会議での議論の整理（2 頁）

1.1. 一票の較差是正は**有権者比ではなく人口比を基準とし**、都道府県を単位に配分を行うということ。

C4. 第 7 回「衆議院選挙制度に関する調査会」議事概要（2015 年 3 月 25 日）

第 7 回の会議では、各党からの意見陳述が行われた。

1.　細田博之（自民党）からの意見陳述（3 頁）

較差を測る基準については、18 歳選挙権実現等によって大きく変動する可能性がある有権者数や、転勤や大学入学等による異動があり非常に流動的な住民票による数ではなく、国民の数についての最も権威のある統計である国勢調査の結果による人口によるべきである。ただし、国勢調査人口には（投票権を持ち

[5] 選挙人名簿登録者は 3 ヶ月に 1 度確定されていることから、選挙人名簿登録者数が新たな基準人口として選択される可能性も指摘できる。実際にこの回においても選挙人名簿登録者数について事務局より説明があった。それにもかかわらず、なぜこのような発言になったのかは明らかではない。

得ない）**外国籍人口が入っているが、**較差を考える上で、**本来対象にすべきではない**ので、国勢調査の数からこれを除外したものを用いるべきである。

補遺 D. 第 190 回国会会議録

補遺 D は、本文第 4 節の国会における基準人口の考え方を反映した各議員・参考人の意見に関して、公開されている衆議院本会議および衆参特別委員会の「会議録」より該当する箇所を抽出したものである。会議録は、「国会会議録検索システム」（https://kokkai.ndl.go.jp/）（2022 年 8 月 27 日アクセス）より入手した。そこで、本文の解釈の実証部分に寄与した箇所は、筆者により下線・太字とした。なお、丸括弧内の頁数は、それぞれの会議録のものである。

D1. 第 190 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録　第 6 号（2016 年 4 月 22 日）

1. 改正法 2 案が付託され、両案を説明するなかで（2–3 頁）、

細田博之（自民党）：

…本法の施行後においても、**全国民を代表**する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとしております。

落合貴之（民進党）：

…本法の施行後においても、**全国民を代表**する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとし、この見直しにおいては、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、さらなる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとしております。

以上のような、「（全）国民を代表」とする国会議員という文言は、これ以降の委員会でも度々確認できる。

D2. 第 190 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 7 号（2016 年 4 月 25 日）

1. 法案提出者への質問のなかで、質問者の議員より（4 頁）、

山下貴司（自民党）：

そのほか、民進党案と与党案の違いは、定数配分の基準となる各選挙区の人口について、与党案では日本人人口に限っています。私は、**全国民の代表を選ぶ選挙でありますから、基礎とすべきは与党案のように日本人人口であるべき**だと思っております。

2. 法案提出者への質問とその答弁のなかで、以下のやり取りがあった（5–6 頁）。

國重徹（公明党）：

引き続いて、また与党の提案者にお伺いいたします。

民進党案では、区割りの基準となる人口を日本国民に限らず外国人を含んだものにしておりますけれど

も、与党案では、区割りの基準となる人口を日本国民の人口に限っております。

与党案で日本国民の人口に限ることとした理由は何なのか、答弁を求めます。

中野洋昌（公明党）：

お答え申し上げます。

最近、**日本国民の人口が減少しているのに対しまして、外国人の居住者の数というのは増加をしております。**そのため、**定数配分の基準となる人口を日本国民に限るのか、あるいは外国人人口を含めた人口とするのかによって、都道府県別の定数や各選挙区間の格差に影響を与える可能性というものは以前にも増して高まっている**のではないか、このように考えております。

そもそも、国政選挙、国政の選挙におきましては、**主権者たる国民の代表**を選ぶ、こういうことでございまして、**日本国民のみが国政選挙の選挙権を有する、これは憲法上も明らかなことでございます。したがって、今回、定数配分の基準となります人口は日本国民に限る**、このような措置を講じさせていただいたものでございます。

國重徹（公明党）：

では次に、民進党案の提案者にお伺いいたします。

今の答弁にもありましたとおり、国政選挙は主権者たる国民の代表を選ぶということであって、**日本国民のみが国政選挙の選挙権を有することは、これは明らか**であります。

与党案のように、区割りの基準となる人口を日本国民の人口に限った場合と、民進党案のように、日本国民に限らず外国人も含んだ場合と、いずれが投票価値の平等により資するのか。与党案なのか民進党案なのか、簡潔な答弁を求めます。

今井雅人（民進党）：

まず、私どもの考え方は、**今回の調査会の答申に従って法律をつくる**ということをやってまいりましたので、**この答申の中ではこの問題については触れられておらず**、現行制度での制度設計ということで提言をいただいておりますので、そういう形でやらせていただいているということでございます。

我々としては、一票の格差の是正に関して言えば、一人別枠方式の残滓を完全に除去することの方が喫緊に行うべきことだというふうに思います。

なお、与党案で、そうした日本国人口というのが盛り込まれているのは承知をしておりますけれども、これは、**そのほかの選挙にどういう影響を与えるかということも含めまして議論をするべき**だというふうに考えております[6]。

---

6 実際に、下記のとおり、参議院における基準人口も「日本国民の人口」に変更されたようである。「…参議院選挙区選出議員については、国勢調査による人口を基準として定数を是正することは法定されていませんが、従来国勢調査による人口を基準として定数是正が行われており、例えば、平成 30 年に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 75 号）は、平成 27 年の国勢調査による日本国民の人口を基準としていたようです」（参議院法制局「国勢調査について」（https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column099.htm）（2023 年 1 月 19 日アクセス）。今井雅人の指摘どおり、基準人口の改正は、「そのほかの選挙」・別の議院へ波及した。

國重徹（公明党）：

今、るる御答弁いただきました。

今の私の質問は、さまざま、ほかの選挙への影響とかいうこともおっしゃいましたけれども、要は、今回、最高裁の方から投票価値の平等ということでさまざま御指摘を受けておりますけれども、今回の与党案、選挙区割りの人口を日本国民のみに限るとした場合と、民進党案のように、選挙区割りの人口に外国人を含むとした場合、いずれがより投票価値の平等に資するのか。いずれなのか、結論について答弁を求めます。

今井雅人（民進党）：

今の点に関しましては、正確に計算をしたわけじゃございませんけれども、**日本国人口で計算した方がより正確になる可能性は高い**というふうに考えておりますが[7]、繰り返しになりますけれども、私どもの今回の考え方は、あくまでも答申の考え方に基づいて法案をつくらせていただいているということに尽きると思います。

また、この今井とのやりとりのなかで、國重は次のように発言している。

國重徹（公明党）：

また、**外国人の方というのは、東京が一番多く住んでいます**。また、一部の地域に多く偏在している傾向にあるようですけれども、こういった外国人というのを区割りの基準となる人口に含んだ場合に、投票価値、主権者たる国民の一票の格差に主権者でない外国人というのが入ってくるので、一票の格差という、**投票価値の平等というのを少しゆがめる方向に行くんじゃないか**というふうに思いますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

3. 本村賢太郎（民進党）より、「両改正案は答申に沿ったものとなっているのか」（9 頁）問われ、以下のとおり、自民党と民進党の議員より答弁がなされた（同 9 頁）。

細田博之（自民党）：

私は、アダムズ方式の適用、そして定数を十減、そして大規模国勢調査のときに本格的に実施する、この点において、佐々木調査会、衆議院選挙制度に関する**調査会の答申の線に沿っておる**と思っております。

落合貴之（民進党）：

お答えいたします。

我々も、**沿っている**と考えております。

---

[7] 発言者が最も「正確」だと考えている基準人口が当日有権者数であるならば、2010 年の国勢調査の場合、都道府県別の「日本国民の人口」より総人口の方が、2017 年および 2021 年の衆議院選挙当日有権者数との間の相関係数は高く（オンライン補遺 B2 表 B3.1）、より近い定数配分を与えている（オンライン補遺 B1 表 B2.1）。

D3. 第 190 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 8 号（2016 年 4 月 26 日）

調査会座長を務めた佐々木毅と自由法曹団常任幹事田中隆を参考人とし、質疑が行われた。議論の中心は、定数削減やアダムズ方式の導入、使用する国勢調査の実施年度などが中心であった。

1. 参考人より「答申」を説明するうえで基準人口について以下のような意見があった（2–3 頁）。

佐々木毅：

[アダムズ方式の導入]と同時に、これも実は調査会の当初からいろいろ話題になっておましたが、制度の安定性という問題をどういうふうに考えるかということでございます。

そこで、[「答申」2 頁の]⑤といたしまして、「都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。」といたしました。

これは、現在の制度の基本的な骨格を継承したものであると私は認識しておりますが、その意味で十年ごとということであり、また、国勢調査に基づくこと、<u>有権者数ではなく人口というものを基準に見る</u>ということでございます。

（中略）

最後に、[「答申」に付属の「説明」] 九ページが四番目の諮問事項「現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方」であり、正直なところ、大変難しかったところでございますが、ただ、「公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していく」ことはお願いしたいということでございます。

そして、「憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「<u>全国民を代表する</u>」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。」としたところでございます。

つまり、やはり国会として考えていただく、国民目線からするとそういうことになるのではないかということでございます。

D4. 第 190 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 9 号（2016 年 4 月 27 日）

この 3 回目の委員会においても、基準人口に関する議論はなお続いたが、民進党議員からは「日本国民の人口」を基準とすることに一定の理解がみられた。しかし、その変更の影響については懸念が示されている。この回をもって、改正法案に関する議論は終えることになった。

1. 藤井比早之の質問からの答弁という形で次のようなやり取りがあった（3–4 頁）。

藤井比早之（自民党）：

…自民・公明案と民進案との相違点として、自民・公明案は、各選挙区の人口を日本国民の人口で限っております。民進案は、これを限っておらず、外国人等が含まれる形になっておるんですけれども、自民・公明案提出者には、各選挙区の人口を日本国民の人口に限る理由、民進案提出者には、各選挙区の人口を日本国民の人口に限らない理由をお伺いいたします。

細田博之（自民党）：

国勢調査の値に外国人、外国籍の人の人数が入っているという問題について早くから指摘しているのは、実は私でございます。

そして、前回の平成二十二年国調でも、不明者と外国籍の者を合わせて二百七十万人もおられて、そして、外国人とはっきり記入された者が百六十五万人、国籍不明者でみずから申告していない者が百五万人でございます[8]。そして、**一番人口格差が大きいと言われている、今現状で格差の大きい東京一区においては、四万人ほどの人が当時、五年前でも外国人でございます。**

したがって、その後の五年間、そして今後のことを考えますと、どんどん外国人労働者がふえてまいります。国勢調査で各アパートとかあらゆる建物で調査しますから、皆さん答えられる。そうすると、これがこれだけの人数にとどまらず、今後もどんどんふえる可能性がある。

しかし、**日本国民でございませんから、国政に参加する権利は保障されない**。ほかの権利はいろいろ、医療とか年金、雇用とかそういうものはきちっとやらなきゃいけませんが、この人口格差という問題について言えば、はっきりと**日本国民の人数が格差に反映されなければおかしい**ということで、今回盛り込んだような次第でございます。

今井雅人（民進党）：

前回も申し上げましたけれども、私たちの法案は、あくまでも**調査会の答申に従って**法案をつくらせていただいておりますので、**調査会の答申は現行の人口という考え方でつくられているので、そのまま、現行のままというふうにしている**ところでございます。

日本人人口を基準にするというのが与党案に入っているということは承知しておりますし、これは、今までの選挙の制度にはなかった新しい制度だというふうに考えております。その点におきましては、私どももこの議論は決して排除するものではありません。

ただ、区割り画定の基準となる人口の問題は、参議院選挙における定数配分の基準やあるいはそのほかの選挙の制度に及ぼす影響等もあるかもしれませんので、単純な議論ではない可能性もあるんじゃないかというふうに考えておりまして、この基準を導入するのであれば、その点のところをどう考えるかという

---

[8] e-Stat では、総人口（128,057,352 人）、日本国籍人口（125,358,854 人）、外国籍人口及び国籍不明者（1,648,037 人）のデータしか得られないが、128,057,352－125,358,854－1,648,037＝1,050,461 人で日本人・外国人の別「不詳」を求めることができる。令和 3 年 6 月 25 日の総務省報道資料「令和 2 年国勢調査人口（速報値）に基づく計算結果の概要」（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000096.html）（2022 年 9 月 19 日アクセス）には、平成 22 年の総人口（128,057,352 人）と「日本国民の人口」（126,409,315 人））が示されており、「日本国民の人口」が日本国籍人口と日本人・外国人の別「不詳」の和として、125,358,854+1,050,461=1,264,09315 人と求められていることがわかる。

ことも含めて、国民や有権者にしっかり説明していく必要はあるのではないかなというふうに思います[9]。

いずれにしても、そういう考え方は一つの考え方ではないかというふうには考えます。

藤井比早之（自民党）：

ありがとうございます。

資料の四の一から三は私の方で試算をさせていただいたというものなんですけれども、外国人等を入れるか否か、日本国民の人口に限るか否かで、都道府県別小選挙区定数配分も、比例ブロック別定数配分も、当然区割りも変わるということを数字として示される形になります。

資料四の一をごらんください。

平成二十七年国勢調査速報値では外国人等の人口が明らかになっておりませんので、暫定的に平成二十二年国勢調査確定値を使って試算をさせていただいておりますけれども、自民・公明案では、減員対象県のうち、議員一人当たり人口が下位の六県を対象としておりまして、この六県は変わりがなく、問題はないことになるんですけれども、単純に平成二十七年の簡易国勢調査に基づいてアダムズ方式を当てはめますと、日本国民に限った場合は七増十三減、外国人等を入れた場合は九増十五減と違ってくる[10]。日本国民以外、すなわち外国人等を算定根拠に入れたら、なぜか福島県と沖縄県が減員、減らなあかんという形になります。

（中略）

算定根拠から外国人等を抜いて日本国民のみで議席配分を行ったら、新潟県と愛媛県と長崎県は一人減らさなくていいことになる。逆に言えば、民進案のように、外国人等の人口を、いわば選挙権のない皆さんを議席配分の算定根拠に加えてしまうと、なぜか新潟県、愛媛県、長崎県は一人減らさないといけない。これは大問題じゃないかというふうに考えます。

まさに、日本国憲法第十五条第一項、選挙権を規定した条文でございますけれども、これは、国民固有の権利と定めております。また、憲法四十三条一項は、両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成すると定めてあります。公職選挙法第九条第一項は、選挙権を有するのは日本国民であると明記しております。

日本国の国政選挙の選挙権を有するのは日本国民、これは至極当たり前のことでございまして、その選挙区の区割りを決める際に外国人等を含めた人口でこれを決める、これはおかしなこと。自民・公明案のように、日本国民に限るとする改正は至極真っ当な改正であると評価できます。

---

9 オンライン補遺脚注 6 を参照。

10 段落冒頭で藤井自身が発言しているように、この時点（平成 28 年 4 月）では、外国人人口を含む平成 27 年国勢調査基本集計は公表されていない（平成 28 年 10 月公表）。それにもかかわらず、平成 27 年の国勢調査に基づく試算が提示されていることから、何らかの形で平成 22 年調査確定値と組み合わせて試算が行われたと考えられる。総務省統計局「平成 27 年国勢調査　結果の公表時期（予定）」（https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/pdf/life22.pdf）を参照（2022 年 9 月 18 日アクセス）。

2. 公明党の角田秀穂の質問からの答弁という形で次のようなやり取りがあった（6 頁）。

角田秀穂（公明党）：

…区割りの基準となる人口についてお伺いをしてまいりたいと思います。

投票価値の平等、一票の格差をはかる基準の考え方ということについてですが、平成二十七年最高裁判決では、**当日有権者数をもとに投票価値の格差を検討**しております。したがって、最高裁判決に応えるためには、当日の有権者数の比較で二倍未満となるよう区割りをしなければならないということになりますが、選挙時登録は選挙の直前に行われるために、**現実的にはこれをもとに区割りを行うことは当然ながら不可能**であります。

しかしながら、**司法が有権者数の比較で判断を下している以上、区割りに際しては、当日有権者数により近い人口を用いなければならない**ということになります。

このために、自公案では、日本国民の人口を基準とすることとしている一方で、民進党案は、従来の総人口、すなわち外国人、無国籍者を含む人口を基準としております。

有権者とは十八歳以上の日本国籍を有する者であり、区割りは向こう十年にわたって安定している、格差が二倍を超えないように定めることが求められておりますから、**将来有権者になるであろう十八歳以下も含む日本人人口を基準とする自公案の方がより合理的**ではないかというふうに考えます。

さらに、在留外国人は、一九九五年末の百三十六万人から二〇一五年末の二百二十三万人へと二十年間で六割増加をしており、特に九〇年代末からの増加が顕著となっております。

近年の在留外国人の増加傾向、さらには日本人人口が減少局面に入っていることから考えても、**総人口を基準とし続けることは有権者数を基準とした場合との乖離が今後ますます大きくなっていく可能性**が高く、主権者たる日本国民の人口を基準とすることは、制度の安定性という意味からも早急に見直す必要が高いと考えますが、この点、民進党案が総人口としていることについては、あくまでも答申に従ったため、すなわち答申で言及がなかったからとのことですが、一方で、日本人人口を基準にした方が投票価値の平等に資する旨の御発言もありました。

改めて民進党案提案者にお伺いいたしますが、区割りの基準として用いる人口について、将来にわたり現行のままでよいとお考えなのかどうか、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

今井雅人（民進党）：

ただいま委員から御指摘いただいたとおり、私どもの法案では、**現行の考え方を用いて答申がされたということを受けとめまして、現行の制度の人口という考え方を使わせていただいている**ところでございます。

与党案では日本人人口を基準にするという新しい基準が設けられているということでございますが、先ほども申し上げましたが、**参議院選挙を含めてその他の選挙にどう影響があるか、そのあたりのところも十分検討をする必要がある**と思いますけれども、やはり一つの考え方だとは思いますので、そこの部分については十分傾聴に値すると思いますし、**検討の余地はある**というふうに考えております。

3. 生活の党と山本太郎となかまたちの玉城デニーの質問からの答弁という形で次のようなやり取りがあった（18 頁）、

玉城デニー（生活の党）：

…この自民・公明案に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法改正関係の中で、各選挙区の人口について、日本国民の人口に限ることというふうに明記されております。この日本国民の人口に限ることとした理由について、お聞かせください。

細田博之（自民党）：

国会議員の選挙でございますから、やはり**国籍のある方を基準にすべき**だと思います。**投票権もそういう方にしかない**わけでございます。

そして、五年前の国勢調査のときに詳細に調べたところ、どんどん国勢調査の人口には外国人がふえてきておることが判明いたしました。そして、外国人であると答えた人が百六十五万人、国籍不明で記入のなかった人が百五万人、二百七十万人。しかも、東京一区のように、**今人口格差二倍を超えてしまって問題になっているところが四万人も外国人がおられます**。

したがって、今回の国調においては、総務省統計局に依頼しまして、必ず確定値においては外国人を除外するようにと。外国人の数をきちっと書いてもらって、数を確定して、人口格差についてはそれを算定の中に入れぬようにということを要請しておりまして、ただし、これは速報値は外国人が入っておりまして、十月の末に確定値が出ます。したがって、法律が通れば区割り審はずっと作業に入りますけれども、最終的には東京一区が何人、東京五区が何人というふうに、格差が大きなところの外国人数を勘案した上で格差二倍未満、しかも余裕を持った二倍未満を確定していく。そういう、格差において非常に重要な要素になっているわけでございます。

玉城デニー（生活の党）：

ありがとうございます。

私が調査室から配付された資料にも、平成二十二年国勢調査人口における日本人人口の数ということで、「総人口」「日本人人口」「日本人人口以外」「外国人人口」「日本人・外国人の別「不詳」」という欄がありまして、それぞれ数字が書かれております。

では、続けて自民・公明案提出者にお尋ねいたしますが、この日本国民の人口を定義する根拠というものをお示しいただけますでしょうか。

細田博之（自民党）：

これは統計でございますので、国勢調査にきちっと書いていただくことになっておりますので。

今までは、先ほどの数字のように、三分の二ほどの方は国籍を書いておりません。いろいろな事情があるかもしれません。書きたくない方もおられるでしょう。

したがって、明確に書いた方の数字はやはり国調人口から除外して、これは格差の計算のための便宜でございますので。そうしないと、例えば東京一区で五万人も外国人の方がおられるのに、その五万人が上乗せされていますから、六十何万人という数字が出ていますけれども実は五十八万人であるという場合に

は格差是正に大きな影響がありますので、そういう意味で今、指示をしているところでございますし、法律が通ればそのように作業が行われるということでございます。

ほかの福祉とかその他雇用とか、そういうものはもちろんちゃんと国政、行政が対応するべきでございますが、これは国会議員の投票に限ってそのような扱いをすることが、一票の格差という意味では妥当な措置だと考えております。

D5. 第 190 回国会衆議院会議録第 29 号（2016 年 4 月 28 日）

4 月 28 日に開催された衆議院本会議において、以下のような討論があった。

1. 伊藤忠彦（自民党）による自公案への賛成討論（4 頁）

…[自公案の特徴のひとつは、] 国民主権の観点から、各選挙区の人口を日本国民の人口と限定したことであります。我が国憲法が国民主権主義を採用していることからも、まことに妥当な考え方であり、**今まで採用してこなかったことが不思議であり**、その着眼点のすばらしさに私は共鳴するものであります。

2. 國重徹（公明党）による自公案への賛成および民進党案への反対討論（6 頁）

…区割りの基準となる人口を、与党案は日本国民に限るとしているのに対し、民進党案は外国人も含むとしていますが、どちらがより投票価値の平等に資するのか。

平成二十七年国勢調査の速報値において、我が国人口は初めて減少に転じました。一方、日本国内に居住する外国人は増加しております。定数配分の基準となる人口を日本国民に限るのか、それとも外国人を含めた人口とするのかによって、都道府県別定数や各選挙区間の格差に影響を与える可能性が以前にも増して高まっております。

国政選挙は、国民の代表を選ぶものであり、日本国民のみが選挙権を有することは憲法上明らかでございます。主権者たる国民の一票の格差に主権者でない者の人口が影響を与える可能性が高まっている以上、投票価値の平等の点から、与党案に即した法改正が必要であると考えます。

以上のように、与党案と民進党案を比較すると、民進党案は、答申を形式的に法案に反映させることにこだわる余り、かえって答申が求める制度の安定性を害し、有権者の混乱を招きかねないほか、最高裁が指摘する投票価値の平等をいかに確保するかという視点も弱くなっております。つまるところ、民進党案は、手段が目的化し、本来の目的を見失う結果となっているのではないでしょうか。

D6. 第 190 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 4 号（2016 年 5 月 18 日）

民進党の牧山ひろえより、アダムズ方式の導入時期に関する質問に対する回答のなかで、公明党の北側一雄は、次のように述べている（3 頁）。

調査会の答申では、大規模国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式を適用すべしと、このような答申になっております。**時期については明記しておりません。そこは政治の判断に任されている**ということでご

ざいます。

参考文献

森田朗. 2006. 『会議の政治学』慈学社出版.

中山裕美・土井翔平. 2021. 「国際難民制度のテキスト分析―UNHCR における北欧諸国の発言を事例に―」鈴木基史・飯田敬輔編. 『国際関係研究の方法［解説と実践］』東京大学出版会, 213–236 頁.